

陸海空の戦ひだけではない。

私達の目に見へない敵——スパイと

デマ宣傳——にも勝たねばならぬ。

スパイは特に皆さんの通信を狙つてゐます!!

郵便・電報・電話で通信するときは

先づ防牒上差支ないかどうかを考へませう。

召集、入營

の状況

太郎も十五日中部第〇〇部隊（戦車隊）の約二千名に

及ぶ召集者の一員に入り候

私の徴用された工場は

機〇〇台作ります

今度大和村の南に飛行場が

兵の見送りと帰還

これ等が

スパイの

手に入り

外 號

板 覽 回 組 隣

日 月 十 年 九 十 和 昭

んせまけいは信通なんこばへ例

▲召集、入警 の状況	▲軍事施設の 状況	▲船舶、航空 機の動静	▲當局発表以 外の空襲被害 状況	▲その他、流言蜚語の源、國民の士氣を沮 喪させるもの
---------------	--------------	----------------	------------------------	-------------------------------

米鬼撃滅のため
一億防諜總武裝!!

名古屋通信局・名古屋憲兵隊・京都憲兵隊
愛知・岐阜・三重・静岡各縣警察部

敵を撃滅するには
陸海空の戦ひだけでは足りない。
私達の目に見へない敵——スパイと
デマ宣傳——にも勝たねばならぬ。

スパイは特に皆さんの通信を狙つてゐます!!
郵便・電報・電話で通信するときは
先づ防諜上差支ないかどうかを考へませう。

太郎も十五日中部第〇〇部隊（戦車隊）の約二千名に及ぶ召集者の一員に入り候私の徴用された〇〇工場は従業員約六千名で毎日飛行機〇〇台を作つてゐます

今度大和村の南に飛行場が出来、格納庫も建築中です

ハナコ二五ヒナガサキハツナンキンマルニテ二九ヒキ

チツク

モシモシ之は内緒ですがネ

死傷は五〇〇以上で有名な

〇〇工場も爆撃されました

これ等が
スパイの
手に入り
デマ宣傳の
手先となり
皇軍の
作戦を
妨げます。

終覽回	日	月	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	號番	日	月	始覽回
																		覽回認			

「隣組回覽板 米鬼撃滅のため一億防諜總武裝!!」（本書 267 号）

一 兵士の見送りと出迎え

昭和のはじめ、戦争の頃、村の誰かが入営した際、あるいは、除隊した際には、村で歓送迎会が開かれ、駅のホームで見送り、出迎えが行われました。

袋井市域にも歓送迎会や駅のホームでの見送り、出迎え関係の史料が多く残されています。送迎会では、餞別が贈られていました。

戦争の中の地域の生活を考える上では、こうしたテーマは重要なものになるのではないかと思います。

こうした歓送迎会や、駅のホームでの見送り、出迎えについては、吉良芳恵が時代背景（戦局の変遷）とあわせて、その変化について詳細な研究をしています^⑤。吉良の研究により、兵士の歓送迎の変遷を、当時の他の要素と関連させて検討する方法が開かれました。袋井市域の史料を読むためにも重要な研究ですから、少し詳しくおさえておこうと思います。

吉良によると、一九三二年頃から一九三六年頃まで、長野県南佐久郡野沢町のあたりでは、兵士送迎会などは、子供が大人の代わりにやってきてお菓子をもらって帰るというお祭り感覚のもので、形式的に送迎する習慣だった、と言います^⑥。

当時から、「さすがにそれでは……」と考えられていたようで、「できるだけ大人が出席して」「子供がお菓子だけもらって帰るのはちよつと……」と通知が出されていたようです。しかし、そんな歓送迎会の在り方と同時に、歓送迎会を盛大に行う向きも共存していたようで、一九三四年頃の新潟では、昭和恐慌の影響や、地域によつては凶作の影響もあり、歓送迎の祝費用の節約や、付添人の自重を呼びかけています^⑦。

もっとも、そこでは、付添人やくつついてきた町村吏員が蒲団や酒食を強要し、酒を飲んで、無垢の青年を遊里に誘う、といった行動が問題

視されているようなので、「お祭り騒ぎ」の性格が強かったようです。

一九三七年七月七日の日中戦争勃発は、歓送迎会、見送り、出迎えにとつて一つの画期となりました。

この年の七月後半から八月にかけて、日本全国に召集令状（在郷軍人への赤紙）が配られ、満州事変の時とは比べものにならないほど多くの動員が行われました。

吉良の主な研究対象である長野や新潟で「赤紙の祭」などと呼ばれるような、神社で武運長久祈願祭が挙行され、小学校で村民参加の壮行会が開催される、といった、パターン化された見送りが行われるようになるのはこの頃です^⑧。

一方で、こうした大人数参加の見送りでは、動員に関する機密・秘密が守られにくい、ということで、八月には、機密保持に関する注意が出されています^⑨。

新潟では、八月十九日に、防諜のため、歓送迎に参加する人を制限する指示が出され^⑩、九月二十七日には見送りの制限に加え、一般の駅構内への入場を禁止しています^⑪。

この時点では、村々での応召兵の祈願祭や壮行式、駅までの見送りは禁止されていませんでした^⑫。

十二月二十三日の南京陥落後、戦争は終わったとする弛緩した空気と、任務を終えた帰還兵の増加により、軍は、まだ戦争は終わっていない、と強調するとともに、戦死者の遺族のために、凱旋気分で歓迎会や祝賀をしないよう、アーチや旗で迎えないよう指示を出しました^⑬。

一九三八年十二月十六日には、新潟では、駅構内での通常業務の妨げにならないよう、音楽隊の入場を制限していますが、軍などの意に反して、見送りはどんどん派手になっていったようです^⑭。

ただ、この時期の軍からの指示はどんどん詳細になっています。基本的には、派手な歓迎はやめて、という方向で、日中戦争の泥沼化の中で、

戦死者の家族の心情や、以後の動員を考え、軍は、帰還兵の歓迎方法を大分気にしていたようです⁽¹²⁾。

一九四一年六月二十二日の独ソ戦開始により、陸軍は対ソ戦準備のため、極秘の大道員を下令（「関東軍特種演習（関特演）」）。

この極秘動員により、見送りには、更に厳しい禁止が課され、各種の旗は禁止され、一般送迎者は小学校の校庭や神社までしか許されないことになりました⁽¹³⁾。

このあととはどんな禁止が増えていくような流れですが、日米英開戦直後の一九四一年十二月十二日には、平賀村（長野県）は、応召者に、動員と分からねように、軍服ではなくテキトーな格好で、瓶や釣り竿をぶら下げて来い、という、奇妙な指示を出しました、そのため、「こんなキテレツな指示が出るなんて、大戦争が始まるのかな」と却って怪しまれたと言います⁽¹⁴⁾。

米英開戦後は、随分規制が厳しくなったのですが、なぜか十二月の半ば頃には少し緩和されます⁽¹⁵⁾。吉良は、民衆が、別れの儀式である壮行会や歓送迎会を希求していたことや、銃後の鬱屈した気分への対応がその背景にあると指摘しています⁽¹⁶⁾。その後、長野県では、一九四四年まで、盛大ではないものの、ある程度緩和された「赤紙の祭」が軍により許容されました⁽¹⁷⁾。

右に、吉良が紹介した実例を引きましたが、吉良氏のまとめによると、軍による民衆動員と村での歓送迎会には、おおよそ、次の四つの時期があるとのことでした。

①満州事変。入営・除隊兵の歓送迎会は盛大に行われた。一方、昭和恐慌の影響もあり、軍は節約を呼びかけたが、あまり効果はなかった。

②日中戦争。多くの兵士が動員された。歓送会、激励会、武運長久祈

願祭が盛大に行われた（「赤紙の祭」）。戦争長期化に伴い、軍は儀式的の簡素化を指示。帰還兵士の歓迎には自粛を求めた。

③一九四一年関特演。極秘大動員のため、防諜のために厳しい制限と禁止。

④米英との開戦後。銃後の鬱屈した気分を一層し戦意を昂揚させるため、種々の制限を緩和。とはいえ、増え続ける戦死者をどう祭るかが課題となる。⁽¹⁸⁾

吉良によれば、こうした流れには地域差があるようです⁽¹⁹⁾。

今後は、地域ごとの状況を詳細に明らかにしていき、ある程度蓄積されたらそれをまとめて、その結果を地域にフィードバックして、という研究が必要になることと思います。本史料集が、袋井市域の史料集として、その任を果たせば幸いです。

袋井市域に残る史料から、応召兵の見送りと餞別、帰還兵の歓迎について見ていこうと思います。

関連して、遺骨の帰還や村葬に関する史料も重要です。私も史料を集めて翻刻を進めているのですが、「戦争が生活とともにあった時代」展までには翻刻が不十分であり、また、年度の後半に予定されている「昭和百年展」が、展示主担当の高塚さんのプランによると、軽便鉄道を中心にする予定とのことでもありましたので、今後の打ち合わせ次第ではあります。遺骨の帰還、村葬関係史料は、もし紹介が可能なら、そちらの機会に譲りたいと思います。

二 見送りと出迎え 済南事件（昭和十二年頃）

では、袋井市域の史料を読んでいきましょう。

現在見つかった中で、昭和の最も早い時期の史料は、山梨町（山

梨」は袋井北部の地名です）の昭和三年（一九二八）五月十日提出「議案第十五号 応召兵餞別ニ関スル件」です【写真1】。

議案第一五号

応召兵餞別ニ関スル件

動員下令ニ付、本町応召者ニ対シ左記ノ通り本町ヨリ餞別ヲ送ルモノトス。

記

一、予後備兵ノ応召ニ対シ出發ノ際金七円。

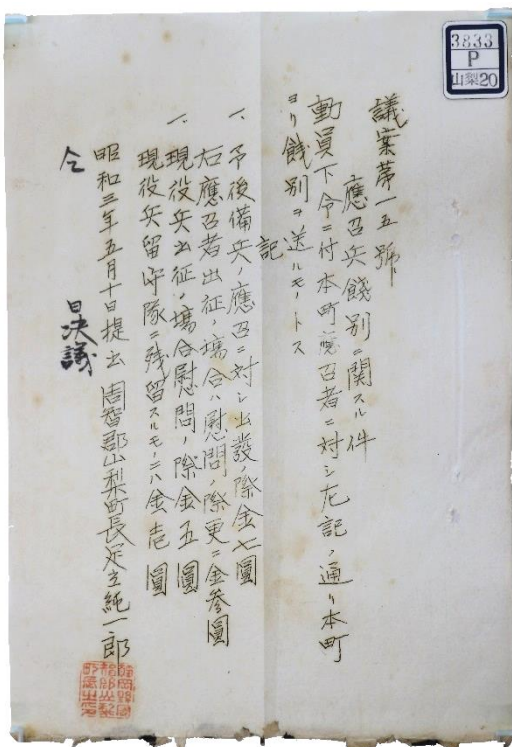
右応召者出征ノ場合ハ慰問ノ際更ニ金参円。

一、現役兵出征ノ場合慰問ノ際金五円。

現役兵留守隊ニ残留スルモノニハ金壹円。

（一九二八）
昭和三年五月十日提出 周智郡山梨町長足立純一郎（印）
（静岡県周智郡山梨町町長之印）

（手書）
『全』
日決議』(50)



【写真1】

「議案第十五号 応召兵餞別ニ関スル件」

（本書1号）

山梨町の、応召兵に対する餞別の金額を定めたものです。

予後備の応召に対しては、出發の際に金七円、応召者の場合は三円を足して十円。

現役兵出征の場合は、慰問のときに金五円。現役兵で留守隊に残留するものは金一円。留守隊の人にも、慰問の際にお金を贈ったのでしょうか。

右の史料で、「動員下令ニ付」とあります。この動員については、昭和史の本を読んでいたのが手つ取り早いのですが、上浅羽村の『大正十五年以後 議事録』昭和三年（一九二八）五月十一日条にも同趣旨の内容が書かれているので、いくらか追加で情報が分かります【写真2】。

五月拾壹日午后式時ヨリ夕刻迄長会

一、支那濟南事件ニ関シ充員応召軍人及在營在團軍人待遇ニ付。

イ、応召者ニハ餞別トシテ金拾円ヲ贈リ、在營在團者ニハ出征シタル時ハ留守宅ニ金五円ヲ贈ルコトセリ。

ロ、出發之際見送りハ中遠線芝駅迄トシ、見送りノ儀ハ成行ニナシ、別ニ中止又ハ奨励之意味ヲ注意セザル事。

ハ、軍隊ニ対スル祈願参拝ハ營所ヨリ出動シタルコトヲ知リタル時ヨリ浅羽郷社八幡社三社ヲ一番組ヨリ五人組ニテ日参ニ順拝スル事。

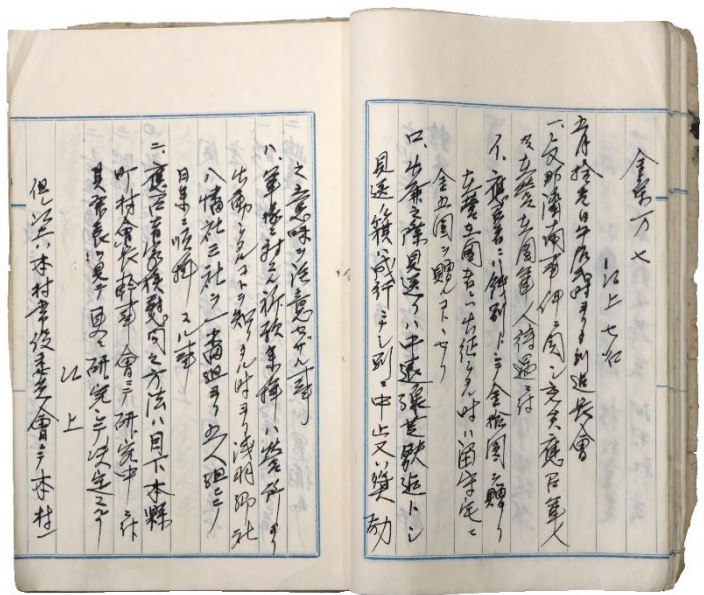
ニ、応召者家族慰問之方法ハ目下本県町村会〔ママ〕長幹事会ニテ研究中ニ付、其發表ヲ見テ更ニ研究シテ決定スルヲ。

以上

但シ以上ハ本村常設委員会ニテ本村一般〔二〕ニ実行スル様決定シタルモノナリ。

（後略）(5)

濟南事件とは、昭和三年（一九二八）五月三日に始まった日本軍と蔣



【写真2】 済南事件と応召（本書2号）

介石率いる国

民革命軍との

武力衝突です。

日露戦争後、

中国東北（日本

では「満州」と

呼ばれた地域

です）に得た租

借地（関東州）

と満鉄・満鉄付

属地は、当時の

日本にとって

不可欠な権益

となっていま

した。

当時、中国の

国民党は、中国統一を目指し、「北伐」を開始。対外的には列強が得た権

益を回収しようと動いていました。

そのため、イギリスや日本と対立を深め、北伐が東北に及ぶことを恐

れた日本は、昭和二年（一九二七）から昭和三年（一九二八）にかけて、

三度山東省に出兵。右の済南事件は、第二次山東出兵での衝突です⑤。

袋井市に残る史料では、現在見つかった中では、済南事件に関する

ものは右の二点のみのため、これ以上詳しいお話はできないのですが、

重要な事件のため、研究も数多くあります⑥。

話を上浅羽村の議事録に戻しますと、済南事件の応召者に対して、以

下のような対応することに決定した、とのことでした。

イ、応召者に餞別として金十円を贈る。在営・在団者には、出征した

ときには、留守宅（家族）に金五円を贈る。

ロ、出発の際の見送りは軽便鉄道中遠線（中遠鉄道）の芝駅までと

する。見送りの旗はなりゆき次第で、中止も奨励もしない。

ハ、軍隊に対する祈願参拝は、営所から出動した、という通知が来

て、その事実を知ってから、浅羽郷社八幡社三社に、一番組か

ら順に、五人組で日毎に参拝する。

ニ、応召者の家族に対する慰問方法は目下検討中。

ニはともかくとして、イでは餞別の金額が決められています。応召者

に十円というのは、山梨町と同額です。当時ある程度相場が決まってい

たのでしよう。

ロでは、見送りについて決められています。見送りは軽便鉄道中遠鉄

道の芝駅まで。この芝駅は、上浅羽村でお金を出し合って拡大してもら

った、という経緯がある、地域にとって重要な駅です。軽便鉄道の中遠

鉄道については、本年度後半で企画展をする予定なので、そのときに詳

しくご紹介いたします。かつて私が担当した軽便鉄道の企画展では、当時未

熟で、史料の読みが甘かったので、本年度の企画展のときに、修正した

最新版を紹介したいと思います。

見送りに際しては、旗などは、禁止も奨励もしない、とのことでした。

この済南事件の頃は、吉良論文でいうと、第一期の満州事変の少し前、

昭和恐慌の少し前くらいです。長野県では、当時、見送りは形式的なも

のという要素も強く、子どもがお菓子をもらいにいく、大人はお祭り騒

ぎの口実にするといったものだったようですが、山梨町や上浅羽村の例

を見ると、風紀を乱さないように、というような文言はないので、それ

ほど騒がなかったようですが、特に上浅羽村では、「見送ノ旗ハ成行ニナ

シ、別ニ中止又ハ奨励之意味ヲ注意セザル」というような様子だったとの

ことなので、見送り自体は形式的なものだったのでしょうか。

それよりも、ハで、浅羽の八幡社三社に祈願参拝に行く取り決めが書

かれていますので、当時の上浅羽村としては、祈願参拝の方がメインだった、と考えられるのではないのでしょうか。

参考までに、日清戦争の少し後くらいに、芝(昭和には上浅羽村で、芝駅があるところ)の丸野竹二郎という人が書いたと思われる回想録があります、その最後、日清戦争の頃のこととして、「全二十七年は日清戦争。村中ユソテ神仏(信心)へ心神を致しました」とあります。こうした神仏への武運長久や無事凱旋の祈願は、もちろん、日清戦争の頃以降、各地で行われていた、比較的普遍的な風景です。が、昭和三年(一九二八)頃の上浅羽村では、まだ神仏への祈願の方が、歓送迎よりもメインだったのだらう、ということです。

上浅羽村では、今見つかっている限りでは、少なくとも、この後昭和十二年(一九三七)二月まで、出征兵士の餞別(北送別会)と駅までの見送りを行ったことが、例えば、常設委員の帳簿に「入営二付芝駅ヨリ袋井迄輕便代」などと書かれていることから分かります。

同史料昭和十年(一九三五)七月二十六日に「歓迎二付袋井行輕便賃二人分外」(昭和十一年(一九三六)一月九日に「袋井駅へ見送り輕便賃」など)とあることから、芝駅までだけではなく、国鉄袋井駅(中遠鉄道は国鉄袋井駅の横に終着駅がありました)まで見送りや歓迎に赴いていたことが分かります。

昭和十二年(一九三七)七月までは、歓送迎をしていた記録が見つかっています。

上浅羽村の昭和十二年(一九三七)二月以降の例があまり見つからなくなるのは、日中戦争後の簡素化の影響もあるのでしょうか。

史料の残り方もあるかとは思いますが、上浅羽村の見送りの実際の例としては、昭和十二年(一九三七)二月よりも後となると、昭和十四年(一九三九)のもの(くらい)しか確認できません。

この歓送迎について、西浅羽村に残された昭和十二年(一九三七)十

二月四日付け「庶乙第四八一号 一時醸金二関スル件」を見ると、日本赤十字社静岡支部も出動部隊の歓送迎を行っていたことが分かります。

拝啓益々御健勝之段慶賀の至りに存候。陳者社業に關しては平素一方ならざる御援助を辱し深謝罷在候。今次支那事變勃發以來、本社は陸海軍大臣の命により、率先救護班を編成して、戦地兵站病院を始め、各病院船内地陸海軍病院等に派遣し、現在出動せるもの実に百数十班之に従事する医員以下看護婦三千数百人に達し、今後尚引き続き派遣の必要可有之と被_レ存候。従つて之に要する本社の負担は実に数百万円に上り、其他県内出身傷病兵の慰問応召軍人遺家族の医療、戦病死者の弔慰、出動部隊の歓送迎、臨時看護婦の養成等、勘_勘からざる経費を要し候。就ては近時兎角出費御多端の折柄洵に御迷惑の儀と拝察仕り候共、本社の微衷御諒察被_二成下_一、此際奮つて御賛襄を賜、右書中を以て惓願仕り候。

一時醸金募集標準

一 終身正社員 一人金壹円以上

一 特別社員 一人金貳円以上

昭和拾貳年拾壹月 日 日本赤十字社静岡支部長飯沼一省(一九三七)

長い文章なので探しにくいですが、日本赤十字社静岡支部の業務を列挙した部分で、「陸海軍大臣の命により、率先救護班を編成して、戦地兵站病院を始め、各病院船内地陸海軍病院等に派遣し」云々と言った後、「其他県内出身傷病兵の慰問応召軍人遺家族の医療、戦病死者の弔慰、出動部隊の歓送迎、臨時看護婦の養成等」とあり、「出動部隊の歓送迎」を行っています。この活動が、どこで行われていたのか、軍まで行ったのか、県内の各地域で行われていたのか、都市部だけだったのかといったことは詳らかではありません。

上浅羽村の史料を見る限りだと、中遠鉄道芝駅までは地域の人たちが見送りに来て、駅のホームには常設委員（地域の有力者と思っていただければ）、場合によっては国鉄の袋井駅まで常設委員が見送りに来ていたようですが、西浅羽村に残された右の史料を見ると、地域によっては、日本赤十字社の人も何かしら歓送迎に来ていたようです。

三 儀式の簡素化

さて、先述の通り、戦況の変化により、歓送迎の様子も変わります。『大正十五年以後 議事録』昭和十五年（一九四〇）十二月十日条には、昭和三年（一九二八）とは明らかに違う見送りの様子が書かれています。

十二月十日 十戸長会 宅折

入営応召歓送ノ件。

長期事変ニテ物資欠乏ノ為メ、^{〔幟カ〕}織旗ナト絶対立タズ、団旗ヲ門先ニ立ツ丈トスルヲ。出立及帰還ノトキハ隣衆ニ、三軒ニ止メ、一汁一菜トシ、酒ハ御酒^{〔程カ〕}丁度ニ止ムルヲ。土産モノ全廃トシ、記念品ハ止ムヲ得サルモノトス。

（後略）^{〔三〕}

長期事変により物資欠乏のため云々と言っていますが、吉良論文で言うところと第二期、戦争の長期化により、儀式の簡素化、帰還兵士の歓迎自粛が軍から求められた時期です。

入営応召者の見送りに際し、幟旗は絶対に立てないように、と言っています。団旗を門の先に立てるだけにせよ、とのこと。

帰還者に対しては、歓迎を隣衆二、三軒のみにして、歓迎の膳は一汁一菜とし、土産は全部禁止、記念品はやむを得ないもののみ、としてい

ます。

帰還兵歓迎の自粛、という文脈です。「酒ハ御酒丁度ニ止ムルヲ」（酒は「お酒」程度にとどめなさい）という言い回しが口語調で、少し興味深く感じられます。

この後の時期には、こうした歓送迎に対する禁止、廃止などの史料が多くなります。昭和十五年（一九四〇）十二月二十三日付け「豊徴第三一〇号 現役或ハ召集ノ為入隊ノ際父兄ノ附添廃止ニ関スル件通牒」は、見送りのときの父兄の付添廃止です。

（印二点「渥美」「高橋」（受付印）
豊徴第三一〇号 （公規七但書適用）

現役或ハ召集ノ為入隊ノ際父兄ノ附添廃止ニ関スル件通牒

^{〔一九四〇〕}
昭和十五年十二月二十三日 豊橋聯隊区司令官

市町村長殿

首題ノ件ニ関シテハ、十月十九日豊徴第一九八号当部通牒ノ趣旨ヲ了解セラレ、各市町村共全廃ニ至リツ、アルトキ、却ツテ隊内ニ於テ之レガ不徹底ニ依ル面白カラザル事態アリシ趣ニ鑑ミ、名古屋師団ハ各隊共ニ明^{〔一九四一〕}昭和十六年一月ヨリ現役兵ノ入営又ハ応召ノ際ニ於ケル父兄ノ附添ハ一切之ヲ認メズ、従ツテ之等ニ対シテハ輸送宿舎ノ準備ヲナサバ^ルハ勿論、当日営内ニ入ルコトヲ許サレザルコト、ナリタルニ付可^レ然配慮相成度。

追テ本人病氣等ニ因リ真ニ止ムヲ得サル附添ヲ要スルモノアラバ、予メ当部ニ連絡煩度。尚、部隊ニ於テ要スレバ父兄ニ対シ適當ノ

時期二面会日ヲ定メ之ヲ兵ヨリ通知セシメ、各種ノ連絡或ハ入営時着装被服ノ托送等請セラル、コトアルベキニ付申添フ。(三)

追而書によれば、父兄に対しては、適当な時期に面会日を設けるから、見送りに付いてこないでね、という訳です。この通知が豊橋聯隊から袋井町に届いたのが年末だったので、袋井町から隣保班長にこの通知が伝えられたのは年明けのことでした。昭和十六年（一九四一）一月六日付け「兵第七号 入営応召者ノ為メ入隊ノ際ニ於ケル父兄付添人廃止ノ件通知」です。

兵第七号

昭和十六年一月六日

袋井町長 高橋弘平

各隣保班長殿

入営応召者ノ為メ入隊ノ際ニ於ケル父兄付添人廃止ノ件通知

左記聯隊区司令官発通牒ノ如ク、名古屋師団各部隊ハ本年一月以降

現役兵ノ入営、又ハ応召ノ際ニ於ケル父兄ノ附添ハ一切之レヲ認メズ。従ツテ右ニ関スル輸送、宿舍ノ準備モ為サズ、之加入門ヲモ禁ジ候。為メ二本町ニ於テハ、右父兄ノ附添ハ今後全廃ノコト、取極メ候条、右御了知相成度、班内一般へ無_レ洩周知方御取計ヒ相煩度、此段及ニ御依頼_一候也。

左記

豊徴第三一〇号

現役或ハ召集ノ為入隊ノ際父兄附添廃止ニ関スル件通牒

昭和十五年十二月二十三日 豊橋聯隊区司令官

各市町村長殿

名古屋師団ハ各隊共二明昭和十六年一月ヨリ現役兵ノ入営又ハ応召ノ際ニ於ケル父兄ノ附添ハ一切之ヲ認メズ、従ツテ之等ニ対シテハ輸送、宿舍ノ準備ヲナサバ_ルハ勿論当日営内ニ入ルコトヲ許サバ_ルコト、ナリタルニ付、可_レ然配慮相成度。尚、部隊ニ於テ要スレバ父兄ニ対シ適當ノ時期二面会日ヲ定メ、之ヲ兵ヨリ通知セシメ、各種ノ連絡或ハ入営時着装被服ノ托送等講セラル、コトアルベキニ付申添フ。

以上(三)

内容は同様です。末尾に引用していますしね。この時期だと、「関特演」（関特演のきっかけとなった独ソ開戦は一九四一年六月二十二日）前なので、まだぎりぎり防諜という背景は無かったかと思います。自肅の延長線上でしょう。

近い時期に出された、昭和十六年（一九四一）一月十六日「生活新体制実践要項」にも、同様の見送り、出迎え対応のことが書かれています【写真3】。

(4) 入営、應召ニ就テ

① 幟其ノ他——幟ハ絶對ニ立タザルコト

歡迎門及萬國旗ハ之ヲ廢止シ門口ノ國旗ニ止ムルコト
入營應召兵持參ノ國旗ニハ寄書ヲ爲サザルコト（國旗ノ尊嚴ヲ傷タルタメ）

② 土産物——村内及親類ト雖モ土産物ヲシキ物ハ絶對ニ配ラザルコト

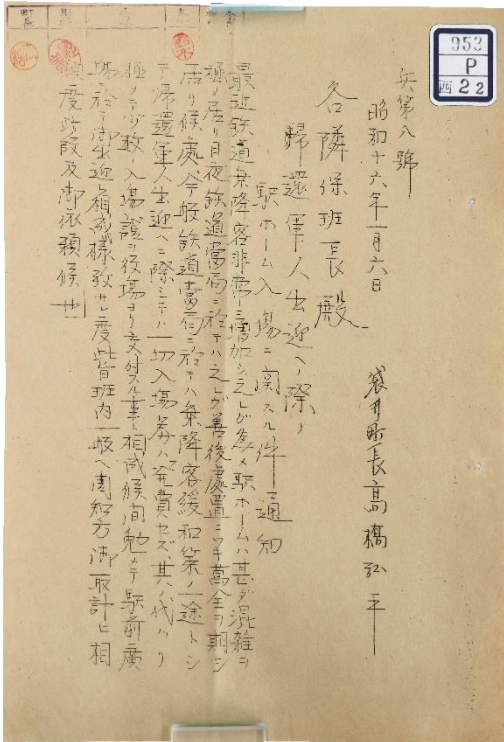
(5) 餐應

① 出發ノ前夜——組内ハ可成小範圍、隣家程度ニ止メ、勉メテ質素ヲ旨トスルコト

② 出發當日——當日ノ祝酒ハ御神酒ニ止ムルコト

③ 歸還當夜——出發前夜ニ於ケル條項ニ同ジ

【写真3】生活新体制
(本書 111 号)



【写真4】「兵第八号 帰還軍人出迎へノ際ノ駅ホーム入場ニ関スル件通知」
(本書 108 号)

(前略)

(4) 入営、応召ニ就テ

① 幟其ノ他——幟ハ絶対ニ立タザルコト

歓迎門及万国旗ハ之ヲ廃止シ門口ノ国旗ニ止ムルコト

入営応召兵持参ノ国旗ニハ寄書ヲ為サザルコト
(国旗ノ尊厳ヲ傷クルタメ)

② 土産物——村内及親類ト雖モ土産物ヲシキ物ハ絶対ニ配ラザルコト

(5) 饗 応

① 出発ノ前夜——組内ハ可レ成小範圍、隣家程度ニ止メ、勉メテ質素ヲ旨トスルコト

② 出発当日——当日ノ祝酒ハ御神酒ニ止ムルコト

③ 帰還当夜——出発前夜ニ於ケル条項ニ同ジ

(後略) (34)

袋井町は、「兵第七号 入営応召者ノ為メ入隊ノ際ニ於ケル父兄付添人廃止ノ件通知」と同日、昭和十六年(一九四一)一月六日付けで「兵第八号 帰還軍人出迎へノ際ノ駅ホーム入場ニ関スル件通知」という通知を出しています。その内容を読むと、戦死者遺族のことを配慮した、という背景がうかがえます【写真4】。

兵第八号

昭和十六年一月六日

袋井町長高 橋 弘 平

各隣保班長殿

帰還軍人出迎へノ際ノ

駅ホーム入場ニ関スル件通知

最近鉄道乗降客非常ニ増加シ之レガ為メ駅ホームハ甚ダ混雑ヲ極メ居リ日夜鉄道当局ニ於テハ之レガ善後処置ニツキ万全ヲ期シ居リ候処、今般鉄道当局ニ於テハ乗降客緩和策ノ一途トシテ帰還軍人出迎ヘニ際シテハ一切入場券ハ発売セズ、其ノ代ハリ極メテ少数ノ入場証ヲ役場ヨリ交付スル事ト相成候間勉メテ駅前広場ニ於テ御出迎被ニ相成ニ様致サレ度此旨班内一般ヘ周知方御取計被ニ相煩ニ度此段及ニ御依頼ニ候也(㊟)

最近鉄道乗降客が多く、駅ホームは混雑している。そのため、駅の業務のためにも、帰還軍人出迎へに際しては、一切入場券は発売しない。駅前広場で出迎えるように。

内容はそんなところでしょうか。関特演の極秘動員ほどではないですが、日中戦争の戦死者遺族の気持ちを考え、軍が帰還者歓迎に神経を尖

らせていた時期の最末期です。

入場券は発売しない、としているのが帰還軍人出迎えのみ、というところ、そうした時代背景が現れています。

駅のホームが混雑するから、という理由は本当の理由なのでしょう。吉良は、昭和十三年（一九三八）十二月十六日付けの新潟県学務部長から各市町村長宛て文書で、歓送迎に際して、停車場が混雑しているので音楽隊の入場を制限し云々、などと言っている例を紹介し、当時、見送り儀式が段々派手になっていたことを紹介しています（38）が、右の史料もそうした見送り儀式が派手になっていたことを示すものなのでしょうか。

応召者の見送りと帰還兵士の歓迎について、見送りが豊橋聯隊区司令官から、出迎えが鉄道当局から、と、それぞれ別のところから袋井町役場に話が来ている。もし、駅のホームが……という通知が、額面通りでなかったとしたら、両者は同根で、軍による、戦死者遺族への配慮などの思惑があつて、このような自粛要請が出されたものなのだろうと思

います。

右の引用文中の「出発当日——当日ノ祝酒ハ御神酒ニ止ムルコト」を参考にすると、先の議事録の「酒ハ御酒丁度ニ止ムル」の「御酒」は「おみき」と読むべきなのでしょう。これだけではちよつと分からないですね。

四 防諜

今見た史料は関特演前のものでした。関特演後の昭和十六年（一九四一）七月十二日付けで、袋井駅長から袋井町長に宛てて出された通知にも、見送りでホームが混雑して……ということが書かれています【写真5】。

（一九四一）
昭和十六年七月十二日

袋井駅長

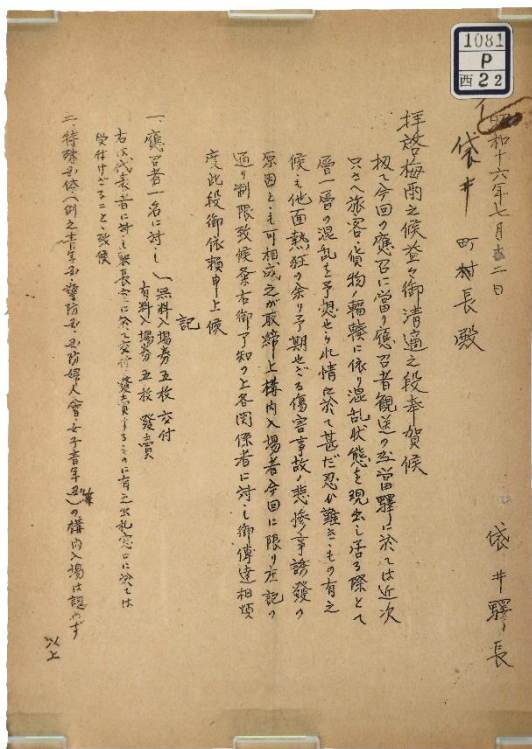
（手書）
『袋井』町村長殿

拝啓梅雨之候益々御清適之段奉賀候。

扱て、今回の応召に当り、応召者歓送の為、当駅に於ては近次只さへ旅客・貨物ノ輻輳に依り混乱状態を現出し居る際とて、層一層の混乱を予想せられ、情に於て甚だ忍び難きもの有之候も、他面熱狂の余り予期せざる傷害事故ノ悲惨事誘発の原因とも可相成、之が取締上、構内入場者今回に限り左記の通り制限致候条、右御了知の上各関係者に対し御伝達相煩度、此段御依頼申上候。

記

- 一、応召者一名に対し、無料入場券五枚交付
有料入場券五枚発売



【写真5】〔袋井駅構内入場制限伝達依頼〕
（本書131号）

右は代表者に対し駅長室に於て交付・発売するものに有^レ之、
出札窓口に於ては受けざることを致候。

二、特殊団体（例え青年団・警防団・国防婦人会・女子青年団）の『等』（手書）
構内入場は認めず。

以上（37）

応召者歓送に際し、人が沢山来るので駅構内が大変混雑するので、
という内容です。先に見た「兵第八号 帰還軍人出迎へノ際ノ駅ホーム入
場ニ関スル件通知」は、定期的に、本当に見送り儀式が派手になってい
た、と考えられなくもなかったのですが、今回の場合は、額面通りか少々
疑わしいところがあります。というのも、三日後の昭和十六年（一九四
一）七月十五日付けで、「静聯第四〇三号 応召入退営並ニ部隊ノ派遣帰
還等ニ際シ迎送ニ関スル件通牒」という通知が出されているからです。

（朱印）
『秘』『至急』

（印二点「渥美」「高橋」）（受付印）

（赤鉛筆）
静聯第四〇三号

『二』 応召入退営並ニ部隊ノ派遣帰還等ニ際シ迎送ニ関スル件通牒

（九四一）
昭和十六年七月十五日 静岡聯隊区司令官（印）

市町村長

帝国在郷軍人会分会長 殿

帝国防婦人会分会長

首題ノ件ニ関シテハ予テ多大ノ御配慮相煩ハシ居リ候処、防諜上考
慮ヲ要スル点少カラサルヲ以テ当分ノ間左記ノ通り実施スルヲ以テ、
至急本趣旨徹底方ニ付御配意相煩度通牒ス。

左 記

一、応召者ノ挨拶状準備ハ一切廃止ス。

二、応召ノタメ其家庭又ハ町内ニ旗幟ヲ樹立セサルコトヲ一層徹底
セシメラレ度。

三、応召時氏神へハ町總代等二、三代表者ト共ニ参拝祈願スルモ多
人数行列ヲ為シ、途上ノ見送又ハ駅前及駅構内見送ハ一切許可
セラレス。但シ特ニ必要アルモノハ憲兵隊ニ於テ認証シタル入
場記所持者ニ限ル、普通旅客トシテ見送りヲ兼ネ又ハ駅構内入
場券ヲ購入シテ「ホーム」ニ見送ル等一切遠慮セラレ度。

四、応召者タルコトヲ特ニ標示スルカ如キ（応召軍人ト標記セル襷
ヲ掛クル等）服装ヲ許サス。

五、送別会等ハ遠慮セシムルコト。

六、街頭ニ於ケル千人針調製ハ遠慮セシムルコト。

七、応召軍人家族其ノ他之ニ類似セル門標等アルモノハ撤去ス。

八、令状受領ノ際応召者不在ノ場合召集通報人ヨリ本人へノ招電ニ
ハ応召ノ為ノ意味ハ郵便局ニ於テ受付ケサルヲ以テ「急用アリ
直ク帰レ」等トスル如ク指導セラレ度。

九、其ノ他ハ前記諸項ノ趣旨ニ基キ実施スルモノトス。（38）

ここでは、明白に「防諜上考慮ヲ要スル」ので、以下の注意事項を徹底
するように、と言っています。その上で、注意事項の第三項で「特ニ必要
アルモノハ憲兵隊ニ於テ認証シタル入場記所持者ニ限ル、普通旅客トシ
テ見送りヲ兼ネ又ハ駅構内入場券ヲ購入シテ「ホーム」ニ見送ル等一切
遠慮セラレ度」と言っていますので、あわせて考えると、袋井駅長から
の通知も、防諜に関わるものだったのではないかと思います。

前述の通り、一九四一年六月二十二日の独ソ開戦に伴い、関東軍特別
演習の極秘動員が行われ、「防諜」が重要なキーワードになってきました。
関東軍特別演習については本書「防空」の項でも少し触れています。昭
和十六年（一九四一）七月五日付け「名師参第一〇三六号 時局二伴フ

防諜徹底ニ関シ配慮相成度件」はまさしくそのような史料です。

写

(一九四一)

名師参第一〇三六号

時局ニ伴フ防諜徹底ニ関シ配慮相成度件

昭和十六年七月五日

名古屋師団参謀長

(紫印)
『**静岡** 聯隊区司令官殿』

従来入隊又ハ**応**召軍人ニ対シ市町村、**親**戚、知己等ヨリ旗、提灯、
幟等ヲ贈与シ、其ノ**観**送ヲ盛大ナラシメ志氣ヲ鼓舞スルハ国民ノ
至情ニシテ人情ノ然ラシムル処ナルモ、之ヲ為防諜上却テ逆効果
ヲ齎ラスノ結果ニ陥リ易キヲ以テ、一般ニ**現**下ノ超非常時局ヲ認
識セシムルト共ニ、外国諜報機関ノ乗スヘキ虚隙ヲ与ヘサル様、
将来ニ於ケル入隊、**応**召ニ際シテハ従来ノ御祭騒ギノ**弊**風ヲ排シ、
真ニ挙国防諜ノ大乗的見地ヨリ見送人ヲ極力制限シ、或ハ又旗、
幟、提灯、吹流等ノ贈与ヲ廃止（禁止）スル等、関係方面ニ至急
徹底方**御指導**相煩度、此弾及ニ御依頼 候也。(㊤)

入隊、または**応**召軍人に対して、市町村、親戚、知り合いから、旗、提
灯、幟などを贈与し、歓送迎会を盛大に行うのは、気持ちにはわかるけど、
防諜上逆効果だから、やめるように。見送り人も極力規制するように。
そのようなことが書かれています。末尾で再度こういうものの贈与は
禁止、と書いていますが、末尾の方では品目にさりげなく「吹流」が追加
されています。当時、吹流を出征する人に饒別で贈る習慣があったので
しょうか。

今見た史料は名古屋師団参謀長から出されたものでした。昭和十六年
(一九四一)七月十日付け「時局ニ伴フ防諜徹底ニ関スル件」は、磐田警
察署長から出されたものです。

秘

(朱印)

昭和十六年七月十日

(印二点「高橋」「渥美」)

(一九四一)

磐田警察署長

(紫印)
『**袋井町**』

町長 殿
村長 殿
軍人分會長 殿

時局ニ伴フ防諜徹底ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、名古屋師団長ヨリ左記ノ通り防諜徹底ニ関シ依頼
越有レ之タルニ付、周知ノ上指導取締上遺憾ナキヲ期セラルベク御協
力相成度。

記

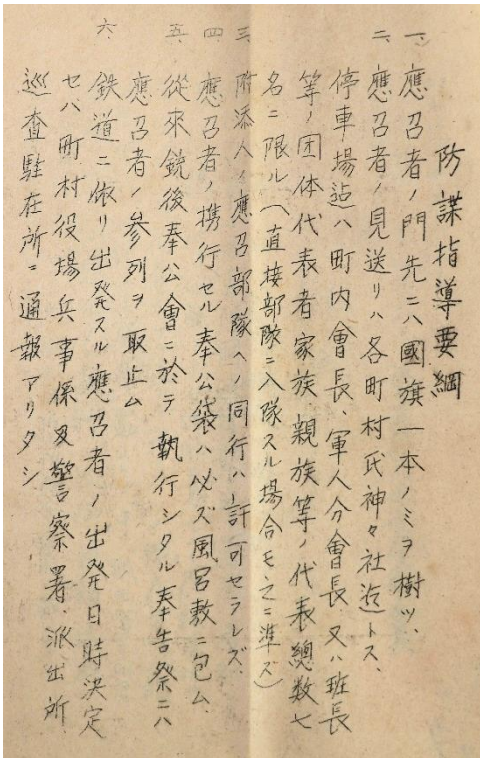
従来入隊又ハ**応**召軍人ニ対シ市町村、親戚知己等ヨリ旗、提灯、幟
ヲ掲ゲ其ノ歓送ヲ盛ンナラシメ、或ハ士氣ヲ鼓舞スルハ、国民ノ至
情ニシテ人情ノ然ラシムル処ナルモ、之ヲ為メ防諜上却ツテ逆効果
ヲモタラス結果ニ陥リ、一般現下ノ非常時局ヲ認識セシムルト共ニ、
外国防諜機関ノ乗ズベキ挾撃ヲ与ヘザル様、将来ニ於ケル入隊、**応**
召ニ際シテハ従来ノ才祭り騒ギノ弊風ヲ排シ、真ニ挙国防諜ノ大乗
的見地ヨリ見送人ヲ極力制限シ、或ハ又旗幟、提灯、吹流シ等ノ贈
与ヲ廃止シ、之等関係方面ニ至急徹底指導相成度。(㊤)

文面はほぼ同様です。名古屋師団から出されたものは、軍として防諜
云々を通知したもので、こちらは、防諜に関して、実際現場で取り締ま
る側からの通知、ということなのでしょう。このときに出された「防諜
指導要綱」は左の通りです【写真6】。

防諜指導要綱

- 一、応召者ノ門先ニハ国旗一本ノミヲ樹ツ、
- 二、応召者ノ見送りハ各町村氏神々社迄トス、
停車場迄ハ町内会長、軍人分会長、又ハ班長等ノ団体代表者家族、親族等ノ代表總數七名ニ限ル（直接部隊ニ入隊スル場合モ之ニ準ズ）
- 三、附添人ノ応召部隊ヘノ同行ハ許可セラレズ、
- 四、応召者ノ携行セル奉公袋ハ必ズ風呂敷ニ包ム、
- 五、従来銃後奉公会ニ於テ執行シタル奉告祭ニハ応召者ノ参列ヲ取止ム
- 六、鉄道ニ依リ出發スル応召者ノ出發日時決定セバ町村役場兵事係及警察署、派出所、巡查駐在所ニ通報アリタシ、（ミ）

この時期に出された防諜のための歓送迎の方法に関する指示については、吉良論文でも丁寧な紹介があります（ミ）。特徴は、どれも実に具体的だという点です。



【写真6】「防諜指導要綱」
（本書130号第8文書）

右に引用した「防諜指導要綱」で言えば、一で門先の国旗は一本のみ、としている他、見送りは各町村の氏神の神社まで（二）、停車場まで来て良いのは、指定した団体、関係者の総数七名以内（二）、奉公袋は必ず風呂敷に包め（四）などなど。

具体的な数字を示した方が、軍が想定した範囲内に収まるよう、人々が守りやすいだろう、という判断によるものでしょう。

もう一つ重要なことは、吉良論文で紹介されている諸例——時期による変遷はあるので同時期のもので——と比較すると、微妙にその内容に違いがあることです。この違いが地域差なのでしょう。

昭和十六年（一九四一）七月十一日付け「磐第二六三号 時局ニ伴フ防諜徹底ニ関スル件」も一連の史料です。この史料に、地域差が生じる原因の一端が書かれています。

磐第二六三号

（九四）
昭和十六年七月十一日 磐田郡町村長会副会長（印）
（磐田郡／町村長会／副会長）

磐田郡

町村長殿

防諜指導要綱

- 一、應召者ノ門先ニハ国旗一本ノミヲ樹ツ、
- 二、應召者ノ見送りハ各町村氏神々社迄トス、
停車場迄ハ町内会長、軍人分会長、又ハ班長等ノ団体代表者家族親族等ノ代表總數七名ニ限ル（直接部隊ニ入隊スル場合モ之ニ準ズ）
- 三、附添人ノ應召部隊ヘノ同行ハ許可セラレズ、
- 四、應召者ノ携行セル奉公袋ハ必ズ風呂敷ニ包ム、
- 五、従来銃後奉公會ニ於テ執行シタル奉告祭ニハ應召者ノ参列ヲ取止ム
- 六、鉄道ニ依リ出發スル應召者ノ出發日時決定セバ町村役場兵事係及警察署、派出所、巡查駐在所ニ通報アリタシ、（ミ）

時局ニ伴フ防諜徹底ニ関スル件
（九四）
昭和十六年七月十日附秘（この四角囲み原文ママ）
磐田郡警察署長ノ通知ニヨル標記ノ件ハ既ニ充分御配意セラレ居候事トハ存候モ、時局重大ナル今日ニ於テハソノ徹底方ニ一段ノ御高配相煩ハシ度其ノ筋ヨリノ申越モ有レ之候マ、遺洩ナキ様期セラレ度、特ニ及ニ御依頼ニ候也。
附記三島市ニテハ米ノ配給關係上附添人ノ宿泊ハ断ハルコトアルモ知レズトノコト。（ミ）

附記として、三島市では、米の配給の關係上、付添人の宿泊は断る場

合があります、と書かれています。ご飯の用意ができない、ということだろうかと思いますが、そうした諸々の事情の積み重ねが、地域差を生んだのだと思います。

昭和十六年（一九四一）七月十二日付け「秘兵第三五〇号 時局に伴フ防諜関係ニ関スル件通知」にある「防諜指導要綱」は、先に見たものより更に詳細、具体的です。

〔朱印〕
『秘』

秘兵第三五〇号

（本件ハ秘ノ取扱ヲ為スコト）

昭和十六年七月十二日

袋井町長 高橋弘平

各部落会長殿

時局に伴フ防諜関係ニ関スル件通知

今ヤ洋ノ東西ヲ問ハズ戦雲飄ビキ一触即発愈々時局ハ重大性ヲ加ヘタリ。為メニ今般更ニ名古屋師団長ヨリ標記防諜徹底方ニ関シ言明有^レ之候条、爾今本町ニ於テハ左記ノ点ニ関シ励行スベキニ付右御了知ノ上貴部落一般ヘ右趣旨ヲ徹底セシメ、遺憾ナキヲ期セラレ度、此段及ニ通知一候也。

左記

防諜指導要綱

一、召集下令ノ為メ靈場ヲ交付ニ派遣シタル町急便ニ対シ召集ガ何名来タトカ。唯^{〔誰〕}レノ処ヘ来タトカ云フ事ハ今後絶対ニ聞カザルコト。此事ハ防諜上絶対秘密トサレ。此レヲ口外スルヲ厳禁セラレ万一口外スルトキハ嚴罰ニ附サルベキニ付絶対回答ハセザルニ付

二、応召者ノ門先ニハ絶対、アーチ。ヲ作ラナイコト又国旗ヲ高ク立テナイコト

三、応召者ノ門先ニハ単ニ国旗一本ノミヲ出發当日普通ニ掲揚ノ

コト。

四、応召者ノ見送りハ各部落ノ氏神様迄トシ氏神様ニテオ別レヲ為スコト

五、氏神様ヨリ停車場迄ノ見送りハ部落会長部落ノ各種団体代表者及ビ家族親族ノ代表者トシ総数ニテ七名以下ノコト

六、家族附添人ハ絶対廃止ノコト

七、従前ハ召集下令ノ都度隣保班長宛ノ回状ニテ出發日時ヲ通知致シタルモ今後ハ右通知ハ出来ザルコト、ナリタルニ付廃止ス

八、従前ハ応召者一同ヲ役場前ニ集メテ送別式ヲ举行シタルモ爾今举行不可トナリタルニ付举行セズ

九、召集下令者（応召者）ハ出發前日迄ニ目立タヌ服装ニテ役場ヘ出頭相成度コト

一〇、応召出發ニ際シ応召者ハ国旗ヲ携帯セザルコト

一一、応召出發ニ際シ奉公袋ハ必ズ風呂敷ニテ包ミ持参ノコト

一二、応召、入営、帰還ニ際シテノ饗応ハ生活改善実施ニ基キ出来得ル限り簡素トナスコト（御神酒程度）（モ）

やはり「御酒」は「おみき」と読むべきかもしれない（一二）。とはいえ、一二は先に見た「生活新体制実践要項」をもとに書いているので、別系統の史料が出てこない又何とも、と言ったところでは。

要綱の内容は、先に見た六項目のショートバージョンをより詳細、具体化したものです。「九」の「召集下令者（応召者）ハ出發前日迄ニ目立タヌ服装ニテ役場ヘ出頭相成度コト」に防諜という性格がよく出ています。吉良論文もこの服装の指定には注目をしていました（前述）。

右の防諜指導要綱の内容は、昭和十六年（一九四一）七月二十一日付け「兵秘第十号 時局に伴フ防諜措置ニ関スル件」でより詳細に書かれ

ています。

『秘』^(朱印)

(印二点「渥美」「高橋」)(受付印)

兵秘第十号

(九四一)『昭和拾六年七月廿五日』(紫印)
昭和十六年七月十五日

静岡県学務部長 (印)
(静岡県/学務部/長之印)

市町村長殿

『✓』時局ニ伴フ防護措置ニ関スル件
(赤鉛筆)

現下ノ緊迫セル国際情勢ニ対応シ、軍機保護及防護ノ徹底ヲ期スルハ喫緊ノ要務ト痛感セラレ候ニ就テハ、過般軍当局、県警察部其ノ他関係方面ト連絡会議ノ結果、左記ニ依リ之ガ徹底ヲ期シ、以テ運用ノ十全ヲ図ルコト、相成リ候条、右御了知ノ上積極的ニ□□指導実施方御取計相成度、此段及「通牒」候也。(五)

この添付書類に詳細が書かれています。

記

一、旗、幟、提灯、吹流等ノ贈与ハ一切廃止。

但シ応召入隊者携行ノ国旗ハ支障ナキモ目立たザルヤウ持参セシムルコト。

二、門飾ノ樹立、国旗ノ掲揚ハ一切禁止。

但シ国旗掲揚台ニ出発当日国旗ヲ掲揚スルハ此ノ限りニアラズ。

三、見送(歓迎)ノ禁止

(1) 応召入隊者出発ノ際氏神祈願ノ為近親者町区總代等二、三名同行スル以外、街頭、神社、駅(バス、汽船発着所ヲ含ム)等ニ集合スルコト、行列ヲ作り街頭行進スルコト、駅構内バス汽船発着所、鉄道沿線ニ於テ見送ナスコト等ハ一切禁止。

(2) 部隊ノ出発・帰還ノ際、各種団体ノ沿線又ハ駅屯営間ニ於ケル堵列見送(歓迎)ハ一切禁止。

(3) 応召入隊者ノ出発並ニ部隊ノ出発・帰還ノ際ニ於ケル駅構内見送(歓迎)ハ憲兵隊ノ発給スル認証ヲ所持スル者以外ハ禁止。

四、附添ハ原則トシテ官公吏並ニ部隊長ノ許可ヲ受ケタル特殊ノ者以外ハ禁止。

五、街頭、駅頭(バス汽船発着所ヲ含ム)等ニ於ケル万歳ノ制止。

六、楽隊、ブラスバンド等一切禁止。

七、街頭ニ於ケル千人針、国旗署名等ハ遠慮セシム。

八、近親者、昵懇者以外ノ送別会廃止。

但近親者等ノ送別会ト雖可レ成遠慮又ハ自肅シ万歳等唱和セザルコト。

九、応召者ノ服装ハ自由ナルモ応召ノ標示ニ之ヲ推知セシムルガ如キ所作ヲ為サザルコト。

(襷、徽章ヲ佩用セズ、且奉公袋等ハ目立たザルヤウ携行セシムルコト)

一〇、応召、出征軍人家族標示ノ内標ハ廃止スルコト。

但シ戦死者家族ノ標示ハ支障ナシ。

一一、応召者ノ準備携行スル印刷挨拶状ノ作製廃止。

一二、応召者出動軍人(部隊)等ノ駅頭見送ニ対スル制限次ノ通り。

(1) 駅頭ニ於ケル見送ハ原則トシテ禁止シ、駅構内入場券ハ発売セズ。

(2) 駅頭ニ於テ見送り出来得ル者ハ憲兵隊ニ於テ発給スル認証ヲ所持スル者ニ限ル。

(3) 憲兵隊ニ於テ前記認証ヲ交付スルモノハ特ニ必要ト認ムル左ノ者ニ限ル。

イ、業務上必要ナル官公吏。

ロ、湯茶等接待ノ為ノ団体代表者。

ハ、其他応召出征兵ノ身上取扱ニ関シ緊急止ムヲ得ザルモノ。

(4)前記認証ハ憲兵隊所在地ノ駅ニ付テハ憲兵隊ニ於テ其他ノ駅ニ於テハ駅長ニ於テ発給ス。

(本項ハ一般ニ周知セシムル要ナシ)

三、臨時召集ヲ旅行又ハ出稼中ノ者ニ打電スル場合ハ「動員」「召集」等ノ字句ヲ使用スルコトナク全部「公用」ノ文字ヲ使用スルコト。

四、市町村役場、町、区、隣組等ヨリノ応召者出発日時通知ハ必要ナル最小範圍ニ止メ、文書(回覧板)ハ一切使用セザルコト。

五、本取締リニ付テハ警察署長其ノ他関係方面ト連絡之ガ運用ノ十全ヲ図リタク、從テ疑義アルトキハ強キニ過グルヲ厭ハズ。(6)

これは昭和十六年(一九四一)七月十六日付けで磐田警察署長から出された「時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件」(5)とほぼ同文です。長いので、必要箇所のみ引用します。

(前略)

時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ極力之レガ実行ヲ期スルガ為メ左記ノ通り本町ニ於テ申合ヲ為シタルニ付、御部落内ニ徹底方御配意相成度候。

追テ本通牒ト齟齬スルモノアルトキハ本通牒ニ依ラレ度。

記

一、旗、幟、提灯、吹流ノ贈与ハ一切廃止

但シ応召入隊者ノ携行スル国旗ノ贈与ハ支障ナキモ目立タザル様持参セシムルコト。

二、アーチノ樹立、国旗ノ掲揚ハ一切禁止

但シ国旗掲揚台ニ出発当日国旗ヲ掲揚スルハ此ノ限りニアラズ

三、見送(歓迎)ノ禁止

(1)応召入隊者出発ノ際、氏神祈願ノ為メ部落会、隣保班總代等

四、五名同行スル以外街頭、神社、駅等ニ集合スルコト、行列ヲ作り街頭ヲ行進スルコト、駅構内、場バス発着所鉄道沿線ニ於テ見送りヲ為ス等ハ一切禁止、

(2)部隊ノ出発、帰還ノ際各種団体ノ沿線又ハ駅等ニ於ケル堵列見送(歓迎)ハ一切禁止、

(3)応召入隊者ノ出発並ニ部隊ノ出発帰還ノ際ニ於ケル駅構内見送(歓迎)ハ憲兵隊ノ発給スル認証ヲ所持スル者以外ハ禁止、
「各種団体ヘノ指導ハ町ヲ単位トスル団体長ヲ通ジテ之ヲ為スコト 尚右ニハ学校ヲ含ム」

四、附添ハ原則トシテ官公吏並ニ部隊長ノ許可ヲ受ケタル特殊ノ者以外ハ禁止

五、街頭、駅頭(バス発着所ヲ含ム)等ニ於ケル万歳ノ制止、

六、楽隊、ブラスバンド等一切禁止、

七、街頭ニ於ケル千人針、国旗署名等ハ遠慮セシム、

八、近親者、昵懇者以外ノ送別会廃止、

但シ近親者等ノ送別会ト雖モ可成遠慮又ハ自肅シ万歳等唱和セザルコト

九、応召者ノ服装ハ自由ナルモ可成軍服ヲ着用セズ応召者ノ標示並ニ之ヲ推知セシムルガ如キ所作ヲナサザルコト

一〇、応召、出征軍人家族ノ標示ハ廃止スルコト

但シ戦死者家族ノ標示ハ支障ナシ

二、応召者ノ準備携行スル印刷挨拶状ノ作製廃止、

三、応召者、出征軍人(部隊)等ノ駅頭見送りニ対スル制限次ノ通り

(1)駅頭ニ於ケル見送りハ原則トシテ禁止シ駅構内入場券ハ発売セラレズ

(2) 駅頭ニ於テ見送り出来得ル者ハ憲兵隊ニ於テ発給スル認証所持スル者ニ限ル、

(3) 憲兵隊ニ於テ前記認証ヲ交付スルモノハ特ニ必要ト認ムル左ノ者ニ限ル

イ、業務上必要ナル官公吏、

ロ、湯茶等ノ接待ヲ為ス団体代表者

ハ、其他応召出征兵ノ身上取扱ニ関シ緊急止ムヲ得ザルモノ

三、臨時召集ヲ旅行又ハ出稼中ノ者ニ打電スル場合ハ「動員」「召集」

等ノ字句ヲ使用スルコトナク全部「公用」ノ文字ヲ使用セシムル

コト、

四、役場、部落会、隣組等ヨリノ応召者出発日時通知ハ必要ナル最

少範囲ニ止メ文書(回覧板)ハ一切使用セザルコト

右実施ニ当リ疑義アルトキハ強キニ過グルヲ厭ハズ之レガ運用ニ万

全ヲ期セラレタシ^(セ)

おおよそこれまで見た通りのことが詳しく書かれています。

詳細に読んでいくと面白いと思うのですが、あまりに長くなりすぎて

しまいますので、一部だけ紹介します。

先ほどからお話ししている服装については、こちらでも九項に書かれています。

磐田警察署長名で出されているものは「九、応召者ノ服装ハ自由ナルモ可成軍服ヲ着用セズ応召者ノ標示並ニ之ヲ推知セシムルガ如キ所作ヲナサザルコト」とのみありますが、静岡県学務部長から出されたものには「九、応召者ノ服装ハ自由ナルモ応召ノ標示ニ之ヲ推知セシムルガ如キ所作ヲ為サザルコト。／＼(襷、徽章ヲ佩用セズ、且奉公袋等ハ目立たザルヤウ携行セシムルコト)」と注記もあります。

本文は、「応召者の服装は自由だが、なるべく軍服を着用しないで、応

召者の標示や、応召者だと推測できるような所作はしないように」とのことです。

注記は、襷や徽章を佩用せず、奉公袋も目立たないように携行すること、とのことで、応召者だと分かるようなものの具体例を挙げています。

一二条(3)に、憲兵隊において駅での見送りを認める者(業務上必要と認められる者)が書かれています。イ、業務上必要な官公吏とハ、緊急やむを得ない者は良いとして、ロの湯茶等の接待のための団体代表者というのが、異彩を放っています。

この「湯茶等接待ノ為ノ団体代表者」は、具体的には国防婦人会だと思っています。国防婦人会は軍が関わっている組織なので許可されたのだと思うが、この人たちが、割烹着に襷なので、目立つと思うのですが、変装したのでしょうか。国防婦人会については、本書「婦人会」の項も御参照ください。

こうした服装の規定について、後に昭和十六年(一九四一)九月十日付け「静聯第五一九号 在郷軍人応召ノ際ニ於ケル服装ニ関スル件通牒」が出されました。

『秘』^(朱印) 『至急』^(朱印)
静聯第五一九号 (印「渥美」「高橋」)(受付印)

在郷軍人応召ノ際ニ於ケル服装ニ関スル件通牒^(一九四一)
昭和十六年九月十日 静岡聯隊区司令官(印)^(静岡聯隊区司令官之印)

市 町 村 長

在郷軍人会聯合分会長、分会長 殿

国防婦人会 分会 長

首題ノ件ニ関シテハ去ル七月十五日静聯第四〇三号通牒第四項

応召者タルコトヲ特ニ標示スルカ如キ(応召軍人ト

標記セル『襷』ヲ掛クル等）服装ヲ許サス

ニ依リ夫々指導相成居候事ト信スルモ、最近応召者中ニハ防諜上ノ必要ト称シ。特ニ服装其他ノ和服ヲ着用シ、極端ナルモノハ作業服ヲ着用シ、或ハ長髪ヲ可トスル等自己判断ニ基ク極端ナル服装ヲ為スモノ有レ之哉ニ聞及候。

斯ノ如キハ前記通牒ノ趣旨ニ無レ之ハ勿論在郷軍人心得ノ根本理念ニ相反スルモノニ有レ之、在郷軍人ニ対シ軍服着用奨励ノ趣旨ニ毫モ変化無レ之ニ付、左記徹底、誤解ヲ生セシメサル様、至急御指導相煩度、為レ念通牒ス。

左 記

〔赤鉛筆〕
『✓』在郷軍人応召時ノ服装ハ軍服タルコト

附 記

防諜上ノ考慮ヨリ当分ノ間実施スヘキ注意事項^{〔存〕}
ニ関シテハ總テ前記静聯第四〇三号通牒ニ依ル儀ト承知相成度。^{〔モ〕}

七月十五日静聯第四〇三号通牒第四項（七月十五日静聯第四〇三号通牒は先に引用しています。本書一三二号）で「応召者タルコトヲ特ニ標示スルカ如キ（応召軍人ト標記セル襷ヲ掛クル等）服装」を禁止したものの、最近の応召者の中には、防諜上必要なんだ、と言って、和服や作業服を着て、長髪でやってくる者がいる、として、禁止しています。

動員がばれないようにするのだから、和服や作業服はまさにぴったりのような気がします。昭和十六年（一九四一）の軍人さんには堪えられなかったようです。個人的には、この通牒を出した人は、本当に七月十五日静聯第四〇三号通牒の趣旨を解していたのかちよつと疑問に思い

ます。

軍人さんの感覚はともかくとして、分析にはロングバージョンの方が情報量が多く便利なのですが、実際に規則の類を使用する分には、簡潔な方が便利です。先に六項目だけの要綱を紹介しましたが、昭和十六年（一九四一）七月十二日付け「秘兵第三四九号 出発日時其ノ他ニ関スル件通知」は、六項目のショートバージョン防諜要綱を更に要約したものが書かれています。

〔朱印〕
『秘』兵第三四九号

昭和十六年七月十二日 袋井町長 高橋 弘平（印）

応召者

〔手書〕
村松睡三郎
外 殿

出発日時其ノ他ニ関スル件通知

貴殿ニハ今般臨時召集下令ニ接シ、誠ニ御同愛ノ至リニ在ジ候。既ニ御承知ノ如ク洋ノ東西ヲ問ハズ戦雲飄ビキ一触即発、愈々時局ハ重大性ヲ加フ。為メニ防諜徹底方ニ関シ、更ニ名古屋師団長ヨリ厳命有レ之候条左記ノ点厳守ノ上、規定時刻迄ニ停車場へ御集合相成度、此段及ニ御依頼ニ候也。

左 記

一、出発日時来ル七月 日午 時 分袋井駅発列車
ノコト。

二、集合時間 発車三十分迄ニ集合ノコト。

三、応召出発ニ際シ応召者ハ国旗ヲ携帯セザルコト。

四、奉公袋ハ必ズ風呂敷ニテ包ミ持参スルコト。

五、家族附添人ハ必ズ全廃ノコト。

六、応召家庭ノ国旗ノ交叉並ニ送別式及ビ見送り等ニ関シテ

ハ区長、部落会長ヨリ指示アルニ付右御了知相成度候。

(50)

本書では、個人名については、原則として公的な立場にある人のみ収録とし、それ以外の個人名は重要史料や、全国的にも相当珍しいと思われるもの（具体的には「成紀」年号の文書などです）以外は出さないことにしているのですが、この史料は袋井町近代役場文書②一〇八〇の綴りの中の一枚であり、防諜による歓送迎の規制と、その規制を受けて出された具体例として重要である、という判断から、収録することに決めました。

内容は、応召者の出発日時が決まったので、時間までに停車場へ来るように、というもので、「左記」として注意事項が書かれています。

一は出発日時ですが、空白になっています。三六が、ショートバージョンの要綱の更に要約です。ロングバージョンを長々書いても仕方がないので、六項目のショートバージョンは、こうした公文書に注意事項として書くときの要約例を示したのかもしれませんが。

防諜について、見送りと歓迎に関わるものを見ました。そもそも当時、防諜は全体的にどのように取り組まれていたのでしょうか。磐田警察署長名で出された昭和十六年（一九四一）七月十四日付け「特別防諜措置ニ関スル件」で、「スパイ防止」や「流言蜚語」について述べられています【写真7】。

『秘』昭和十六年七月十四日

磐田郡警察署長

各町村長殿

特別防諜措置ニ関スル件

現下緊迫セル情勢ニ鑑ミ、国内一般ニ防諜態勢ノ強化徹底ヲ図ル

ノ要愈々緊切ナルモノアリ。特ニ軍機ニ関スル流言蜚語ノ取締及重要諸施設ニ対スル警戒ヲ厳ニスルハ洵ニ喫緊ノ要事タルヲ以テ之ガ徹底ヲ期スベク御配慮相成度。

県民ノ心構

時局ノ重大ナルコトハ県民各位ガ充分認識シテキル筈デアルノニ、未ダ〳〵色々ナ流言蜚語ニ惑サレテ悲觀的ナコトヲ云ツタリ不平不滿ヲ云フ者ガナイテモナイ、コンナ事デハ到底東亜ノ盟主トシテ異民族ヲ指導シテ行ク事ハ出来ナイ困難ナコトハマダ〳〵来ルト思フガ、ドンナ困難ナコトガ^(x)来ヨオトビクトモセズ、大御心ノマニ〳〵一意一心トナリ、一心不乱ニ職域ニ邁進シ、八紘一宇ノ大理想実現ニ邁進シナケレバナリマセン。其レデ次ノコト柄ヲ充分肝ニ銘シテ此ノ町、此ノ村、部落、隣組カラ一人ノ不心得者ヲモ出サヌ様シヨオデハアリマセン^(xカ)カ。

一、スパイ防止

1、外国人ノ行動ニハオ互ニ充分注意警戒シマセウ。

2、軍事上ノ重要施設、事業場、軍関係工場等ノ附近ヲ徘徊シタリ写真ヲ撮ロウトスルモノガアツタラ警察又ハ憲兵ニオ知セ下サイ。

3、戦地又ハ部隊入営ノ者カラノ手紙ハ粗洩ニセズ嚴重ニ保管シテ下サイ。

4、工場、事業場等警戒ヲ一層嚴重ニシテ火災等ノ事故ヲ未然ニ防止シテ下サイ。

5、各種ノ照会ニ対スル回答ニハ仮令商業上取引上ノコトデモ一応警察ヘ相談シテ下サイ。

6、汽車、電車、バス等デ軍機ノコトヤ国家ノ秘密ハ云ハナイ様ニシテ下サイ。

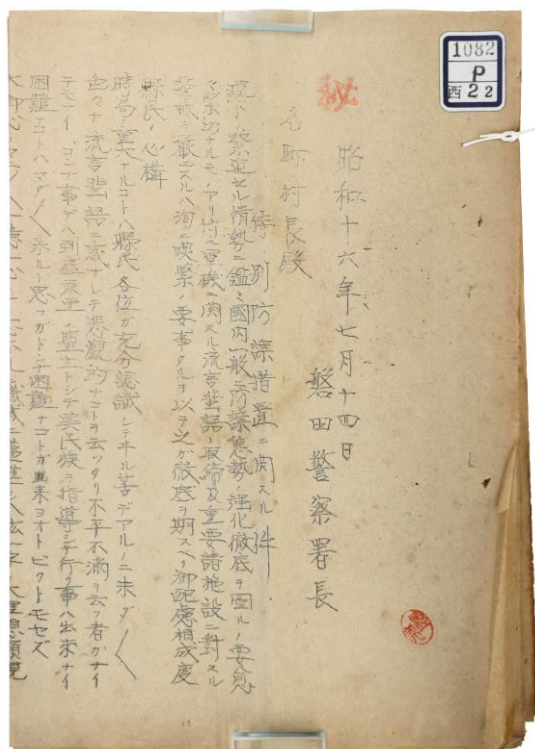
二、流言蜚語

1、軍事ニ関スル流言蜚語ハ陸海軍刑法ニヨリ厳罰ニ処セラレマス。
2、根拠ナキコトヤ人カラ聞イタ「デマ」ヲ云ヒ触スト新刑法其ノ他ノ法令デ処罰サレマス。

3、仮令悪意ナク又不注意ニ云ツタコトデモ人心ヲ乱スコトハ嚴重ニ処罰サレマス。

4、其ノ他浴場、床屋、自動車等ノ中ニテ軍機ノ話ヲスルト処罰サレマス。(三)

この文書、「県民ノ心構」と書かれた部分がかなり口語的な文章であることにお気づきでしょうか。現代人の感覚だと随分難しい文章ですが、「ドンナ困難ナコトガ来ヨオトビクトモセズ」や「一人ノ不心得者ヲモ出サヌ様シヨオデハアリマセンカ」など、発音をそのまま表記した表現があり、大分口語に寄ったものです。この時期の公文書で口語体のものは滅多にありません。いかに「県民ノ心構」を読ませたかったかが分かります。



【写真7】「特別防諜措置ニ関スル件」
(本書 140 号第 1 文書)

とはいえ、ちよつと難しい漢字が多すぎですね。

片仮名で書かれていることと画数が多い漢字が多いことでちよつと読みにくいですが、文面は口語に近く、ほぼ現代文と同じなので、読んで悩むところはあまりないと思います。

「一、スパイ防止」と「二、流言蜚語」の内容はリンクしていて、外国人に注意、戦地や入営者からの手紙などは外に漏らさないように注意、外でみだりに噂話などをしないように、というようなことを言っています。

右に引用した史料は本書一四〇号の第一文書ですが、本書一四〇号第五文書は元になった「特別防諜措置ニ関スル件」です。長い上ほぼ同文なので引用はしません、文字に少し異動がありますので、興味がおありでしたら史料編を御覧いただき、比較してみてください。

この内容をより分かりやすくしたのが、昭和十九年（一九四四）十月付け「隣組回覧板 米鬼撃滅のため一億防諜總武装!!」です。回覧板なので読みやすいものになっています。

引用しにくい文字組なので、必要部分（想定されている具体例の部分）のみ、少し文字組を修正して引用します。元の文面は、本書史料編二六七号を御覧ください（本書六八〇頁に写真）。回覧板には「例へばこんな通信はいけません」として、左のような具体例が紹介されています。

▲召集、入営の状況

太郎も十五日中部第〇〇部隊（戦車隊）の約二千名に及ぶ召集者の一員に入り候

▲軍需産業の内容

私の徴用された〇〇工場は従業員約六千名で毎日飛行機〇〇台を作つてあます

▲軍事施設の状況

今度大和村の南に飛行場が出来、格納庫も建築中です

▲船舶、航空機の動静

ハナコ二五ヒナガサキハツナンキンマルニテ二九ヒキチツク

▲当局発表以外の空襲被害状況

モシモシ之ハ内緒ですがネ死傷は五〇〇以上で有名な〇〇工場も爆撃されましたよ(´▽｀)

この具体例の下に「これ等がスパイの手に入りデマ宣伝の手先となり皇軍の作戦を妨げます」とあります。「スパイは特に皆さんの通信を狙つてみます!! 郵便・電報・電話で通信するときは先づ防諜上差支ないかどうかを考へませう」と書かれているので、郵便や電報、電話で右のようなやりとりをするのはいけない、と言っているわけですが、……右に引用したような手紙や電報、電話での会話って、することがあるんじゃないか。

右の具体例にあるようなやりとりは、それこそスパイでもなければしないでしょう。

今、日本の空港にある、危険物を機内に持ち込まないで、というテロリスト宛ての注意書きと同じで、スパイがこの注意を守るかどうか。十中十守らないでしょうね。

ですから、この注意書きには大して効果はなかったと思いますが、一般人が、この注意書きを書いた名古屋通信局、名古屋憲兵隊、京都憲兵隊、愛知・岐阜・三重・静岡各県警察部の人たちが想定していたような通信をすることは無かったと思いますので、結果オーライといったところでしょう。

ちなみに、「船舶、航空機の動静」の項にある「ハナコ二五ヒナガサキハツナンキンマルニテ二九ヒキチツク」は電報の文面を想定したもので、大体意味は分かると思いますが、電報は、料金節約のため、漢字は最低

限、ほぼ片仮名で、言葉もいくらか省略されていたりするため、大変読みにくいことと思います。「ヒ」は「日」(ニチ)の略です。なので、現代語訳(?)すると、「花子は二十五日に長崎を出発して、南京丸に乗って二十九日に基地に到着予定」となります。

……それにしても、「当局発表以外の空襲被害状況」の項で想定されている「モシモシ之ハ内緒ですがネ死傷は五〇〇以上で有名な〇〇工場も爆撃されましたよ」なんて電話、スパイ以外の人が話すことがあるのでしょうか。

五 輸送力

ところで、本項では、主に防諜の面から、駅のホーム周辺で行われる、兵士の見送りと歓迎について述べてきました。

当然のことながら、防諜以外にも鉄道に規制がかかることはあるわけで、本書一四〇号第四文書なので、昭和十六年(一九四一)頃のもですが、袋井町長から出された「夏期輸送繁忙期ノ旅行抑制ノ件」は、輸送力による規制です

袋井町長 高橋弘平

各部落会長殿

今般別記写ノ通内務省ヨリ警視總監並ニ各地方長官宛特ニ通牒ノ次第モ有レ之候趣ニ付、右趣旨ヲ体シ之ガ実効ヲ挙グル様格段ノ御配意相成度候。

夏期輸送繁忙期ノ旅行抑制ノ件

遊覧旅行、団体旅行其他不急不要ノ旅行抑制ニ関シテハ従来ヨリ御配意相成居候処、時局下国民益々緊張ヲ要スベキ時ニ当リ今夏ニ於ケル旅行ハ尚頗ル激甚ヲ予想セラル、ヤニ見受ケラレ、輸送力ノ現

況ニ鑑ミ一層之ガ抑制ヲ図ルノ要緊切ナリト被_レ認候条、左記ニ依リ格別ノ御配意相成度。

記

- 一、町会、隣組ノ利用其他適當ナル方法ニヨリ、避暑、遊覽等不要不急ノ旅行ヲ自粛スベキ精神運動ノ徹底ヲ図ルコト。
 - 二、大会、總會其他旅行ヲ伴フ行事ノ開催及団体旅行計画ニ対シ実効アル指導ヲ加ヘ抑制スルコト。
 - 三、応召者ニ対スル家族、知人等ノ附添見送りハ出發地ニ於テシ、鐵道乗車ヲ為サ、ル様事前指導ノ徹底ヲ期スルコト。
- (陸軍省協定済)^(註)

曰く、輸送力の現況に鑑み、夏期繁忙期に不要不急の旅行をするのはやめてくれ、とのことす。

注目したいのは、記の三項目に「応召者ニ対スル家族、知人等ノ附添見送りハ出發地ニ於テシ、鐵道乗車ヲ為サ、ル様事前指導ノ徹底ヲ期スルコト」とあることで、応召者に対する家族、知人の付添と見送りは、出發地で済ませて、見送りの人が鐵道に乗車するのはやめて、と言っています。

輸送力不足が起りそうだとするので当然のことですね。

付添と見送りを許容している内容なので、この文書は關特演の前に出されたものなのでしょうか。

さて、吉良論文で言うところと第四期目、米英との開戦後は、銃後の鬱屈した気分を一層し戦意を昂揚させるため、種々の制限を緩和した、とのことでした。米英への宣戦布告は昭和十六年(一九四一)十二月八日。本項は、『大正十五年以后 議事録』昭和十七年(一九四二)一月十六日条を見ても別れです。

(前略)

- 一、応召及び入営兵ニ対シ、是迄防蝶^(註)關係上觀送迎ハ成可ク質素ヲ宗トシテ、一般出迎等廢シタリシガ、日英米戦布告セラレタルニ付、今後ハ字一般者ノ見送及出迎等ヲ実行スル様、村当局ヨリ申合ニ付、班長ノ決議ヲ求ム。^(註)

(後略)

応召及び入営兵に対し、これまで防諜の關係上、歡送迎はなるべく質素を旨として、一般の出迎えなどは廢してきたが、日本が英米に宣戦布告をしたので、今後は字の一般車の見送りと出迎え等実行するよう、村の当局から申し合わせがあったので、班長の決議を求める。

この後、日本は、盛大な見送りや歡迎どころではない状態へと突入していきます。

- (1) このほか、旅行者については、例えば昭和十二年（一九三七）「日蓮上人御降誕地房州小湊参詣及成田佐倉参拝東京遊覧会員大募集」（浅羽町史編纂時収集史料）などを参照。本書三五号。
- (2) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇一集、二〇〇三年。
- (3) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二八六頁。
- (4) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二八七頁。
- (5) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二八八頁。
- (6) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二八八頁。
- (7) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二八八頁。
- (8) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二八八頁。
- (9) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二八九頁。
- (10) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二八九頁。
- (11) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二九〇頁。
- (12) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二九〇頁。
- (13) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二九〇頁。
- (14) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二九〇頁。
- (15) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二九〇頁。
- (16) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二九〇頁。
- (17) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二九〇頁。

- (17) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二九八—二九九頁。
- (18) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）三〇二—三〇三頁。
- (19) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）三〇三頁。
- (20) 昭和三年（一九二八）五月十日提出「議案第十五号 応召兵餞別ニ関スル件」（山梨役場文書三八三三）。本書一号。
- (21) 『大正十五年以後 議事録』昭和三年（一九二八）五月十一日条（浅羽自治会文書一一）。本書二号。
- (22) 伊香俊哉『戦争の日本史』満州事変から日中全面戦争へ（吉川弘文館、二〇〇七年）四頁。
- (23) 地域社会に関わる済南事件関係の研究としては、大串潤児「済南事件と長野県——新出史料の紹介と若干の論点の提示——」（『長野県立歴史館研究紀要』二六、二〇二〇年）が、古書店市場で発見された『第一種 公文編冊 全 昭和三年済南事件関係書類』の紹介を行い、済南事件と地域との関わりを論じている。
- (24) 『回想録』（丸野勝太郎家文書近世三〇）十六葉目裏。本書には収録せず。
- (25) 喜多村理子『徴兵・戦争と民衆』（吉川弘文館、一九九九年）など。
- (26) 『昭和五年度 土木費出納簿』（浅羽自治会文書三八六）昭和十二年（一九二七）一月九日。堅帳、帳簿用罫紙使用、縦231mm×横152mm×厚16mm。本書には収録せず。
- (27) 『昭和五年度 土木費出納簿』（浅羽自治会文書三八六）昭和十年（一九三五）七月二十六日。前掲注26参照。
- (28) 『昭和五年度 土木費出納簿』（浅羽自治会文書三八六）昭和十一年（一九三六）一月九日。前掲注26参照。
- (29) 昭和十四年（一九三九）九月二十六日付け「兵第三六号 入営兵見送方ニ関スル件依頼」（浅羽自治会文書四六九）。堅紙、ガリ版印刷、縦243mm×横161mm。本書には収録せず。
- (30) 昭和十二年（一九二七）十二月四日付け「庶乙第四八一号 一時醸金ニ関スル件」（『文書綴』長溝自治会文書近代八の内）。本書三二

号第二文書。句読点、返り点は杉山による。

(37) 『大正十五年以後 議事録』昭和十五年（一九四〇）十二月十日条（浅羽自治会文書一一）。本書九八号。

(38) 昭和十五年（一九四〇）十二月二十三日付け「豊徴第三二〇号 現役或ハ召集ノ為入隊ノ際父兄ノ附添廃止ニ関スル件通牒」（袋井町近代役場文書②九五四）。本書一〇七号第二文書。

(39) 昭和十六年（一九四一）一月六日付け「兵第七号 入営応召者ノ為メ入隊ノ際ニ於ケル父兄付添人廃止ノ件通知」（袋井町近代役場文書②九五四）。本書一〇七号第一文書。一枚に二通分印刷されている。句読点、返り点は杉山による。

(40) 昭和十六年（一九四一）一月十六日「生活新体制実践要項」（丸野勝太郎家文書近代一一）。本書一一一号。

(41) 昭和十六年（一九四一）一月六日付け「兵第八号 帰還軍人出迎ヘノ際ノ駅ホーム入場ニ関スル件通知」（袋井町近代役場文書②九五三）。本書一〇八号。

(42) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二九一頁。

(43) 昭和十六年（一九四一）七月十二日付け「袋井駅構内入場制限伝達依頼」（袋井町近代役場文書②一〇八一）。本書一二一号。

(44) 昭和十六年（一九四一）七月十五日付け「静聯第四〇三号 応召入退営並ニ部隊ノ派遣帰還等ニ際シ迎送ニ関スル件通牒」（袋井町近代役場文書②一〇八五）。本書一二二号。

(45) 昭和十六年（一九四一）七月五日付け「名師参第一〇三六号 時局ニ伴フ防諜徹底ニ関シ配慮相成度件」（袋井町近代役場文書②一〇八〇）。本書一二三〇号第三文書・第四文書（両者は同版）。句読点、返り点は杉山による。

(46) 昭和十六年（一九四一）七月十日付け「時局ニ伴フ防諜徹底ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②一〇八〇）。本書一二三〇号第七文書。句読点、返り点は杉山による。

(47) 「防諜指導要綱」（袋井町近代役場文書②一〇八〇）。本書一二三〇号第八文書。

(48) 吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還」（前掲注1参照）二九三―三〇二頁。

(49) 昭和十六年（一九四一）七月十一日付け「磐第二六三号 時局ニ

伴フ防諜徹底ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②一〇八〇）。本書一三〇号第九文書。

(50) 昭和十六年（一九四一）七月十二日付け「秘兵第三五〇号 時局ニ伴フ防諜関係ニ関スル件通知」（袋井町近代役場文書②一〇八〇）。本書一三〇号第五文書。引用に際し行間の加筆は本文に組み込んだ。「防諜指導要綱」部分のみ句読点原文ママ。通知本文は句読点を打った。

(51) 昭和十六年（一九四一）七月二十一日付け「兵秘第十号 時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②一〇九〇）。本書一三五号第一文書。

(52) 昭和十六年（一九四一）七月二十一日付け「兵秘第十号 時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②一〇九〇）。本書一三五号第二文書（正確には文書ではないが、第一文書の添付書類のため文書とした）。

(53) 昭和十六年（一九四一）七月十六日付け「時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②一〇八二）。本書一四〇号第二文書。

(54) 「時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②一〇八二）。本書一四〇号第三文書。

(55) 昭和十六年（一九四一）九月十日付け「静聯第五一九号 在郷軍人応召ノ際ニ於ケル服装ニ関スル件通牒」（袋井町近代役場文書②一四三三）。本書一四五号。

(56) 昭和十六年（一九四一）七月十二日付け「秘兵第三四九号 出発日時其ノ他ニ関スル件通知」（袋井町近代役場文書②一〇八〇）。本書一三〇号第六文書。

(57) 昭和十六年（一九四一）七月十四日付け「特別防諜措置ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②一〇八二）。本書一四〇号第一文書。

(58) 昭和十九年（一九四四）十月付け「隣組回覧板 米鬼撃滅のため一億防諜總武装!!」（『昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分』長瀬自治会文書近代一七の内）。本書二六七号。

(59) 「夏期輸送繁忙期ノ旅行抑制ノ件」（袋井町近代役場文書②一〇八一）。本書一四〇号第四文書。

(60) 『大正十五年以後 議事録』昭和十七年（一九四二）一月十六日条（浅羽自治会文書一一）。本書一七一号。
